

さいたま市水道局企業管理規程第8号

さいたま市給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

さいたま市給水条例施行規程の一部を改正する規程

さいたま市給水条例施行規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（用途区分の認定基準）</p> <p>第2条 条例第3条第2項に定める給水装置の用途区分に係る認定基準は、次の各号に掲げる用途区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) プール用 市立の小学校及び中学校の教育用に設置した水泳場（さいたま市立学校屋内プール使用料条例（令和 年さいたま市条例第 号）別表第1に掲げるプールを除く。）に使用するもの</p> <p>様式第1号（第3条関係）<br/>給水装置用途区分（変更）届出書<br/>[略]<br/>[略]</p> <p>（備考）</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 プール用は、水泳場（市立の小学校及び中学校の教育用に設置したもの（さいたま市立学校屋内プール使用料条例別表第1に掲げるプールを除く。）をいう。）に使用するものである。</p> | <p>（用途区分の認定基準）</p> <p>第2条 条例第3条第2項に定める給水装置の用途区分に係る認定基準は、次の各号に掲げる用途区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) プール用 市立の小学校及び中学校の教育用に設置した水泳場に使用するもの</p> <p>様式第1号（第3条関係）<br/>給水装置用途区分（変更）届出書<br/>[略]<br/>[略]</p> <p>（備考）</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 プール用は、水泳場（市立の小学校及び中学校の教育用に設置したものをいう。）に使用するものである。</p> |

附 則

この規程は、令和8年9月1日から施行する。